

竹田市人権教育・啓発基本計画



竹 田 市



はじめに

本計画は、平成18年6月に策定した竹田市総合計画に掲げる「人権の尊重」のまちづくりを推進するために、本市の今後の人権教育及び啓発の指針として策定したものです。

策定に当たりましては、市民の皆様のお考えをお伺いするために「人権問題に関する市民意識調査」を行うとともに、各分野、各組織のリーダーとして豊富な経験と知識をお持ちの竹田市人権擁護審議会委員の皆様には様々な角度から慎重にご審議をいただきました。お陰をもちまして様々な人権への取り組みが目に見える計画になったと思っています。

最近、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者等の様々な人権に対する侵害事件が報道され、大きな問題になっています。

この解決には、人権教育・啓発分野の第一線で活動されている方々をはじめ、市民、地域社会と行政が信頼関係の中で連携し、お互いにできることから実践しながら、まちづくりを進めていくことが必要です。

この基本計画に基づき、「一人ひとりがあらゆる場面でお互いに尊重しあい、個性を發揮できる人権尊重社会の実現」をめざして、市役所一丸となって各種施策に取り組んでまいりますので、市民の皆様並びに関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成19年10月

竹田市長 牧 剛 尔



目 次

第1章 基本理念

- 1 人権教育・啓発基本計画の策定にあたって…………… 1
 - (1) 基本計画策定までの背景…………… 1
 - (2) 竹田市におけるこれまでの人権教育・啓発の取り組み…………… 1
 - (3) 行動計画の点検・検証…………… 2
 - (4) 基本計画の策定…………… 3
- 2 人権教育・啓発の定義及び地方公共団体の責務…………… 3
- 3 基本計画の目標…………… 4
- 4 基本計画の重点課題…………… 4
- 5 基本計画の性格…………… 5

第2章 様々な分野における人権問題の現状と課題

- 1 同和問題…………… 6
- 2 女性に関する問題…………… 9
- 3 子どもに関する問題…………… 10
- 4 高齢者に関する問題…………… 13
- 5 障がい者に関する問題…………… 14
- 6 外国人に関する問題…………… 16
- 7 HIV感染者・ハンセン病患者などに関する問題…………… 17
- 8 様々な人権問題…………… 18

第3章 人権教育・啓発の基本計画

- 1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進…………… 19
 - (1) 就学前における人権教育…………… 19
 - (2) 学校における人権教育…………… 20
 - (3) 家庭・地域における人権教育・啓発…………… 21
 - (4) 企業における人権教育・啓発…………… 21
- 2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進…………… 22
 - (1) 市職員…………… 22
 - (2) 教職員…………… 22
 - (3) 社会教育関係者…………… 23



(4) 福祉関係者	23
(5) 医療関係者	23
(6) 議員、農業委員など	24
3 人権教育・啓発の効果的な推進	24
(1) 学習の場の提供	24
(2) 学習内容の充実	24
(3) 効果的な啓発手法・情報提供の推進	25
(4) 人材の育成	26
(5) 教材の整備	27
(6) 総合的なネットワークづくり	27

第4章 基本計画の推進にかかる体制など

1 全庁体制での推進	28
2 関係行政機関、地域や民間団体、企業などとの連携	28
3 基本計画の見直し	28

資料編

■竹田市部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例	29
■日本国憲法	30
■世界人権宣言	32
■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	34
■竹田市人権教育・啓発推進本部設置要綱	35



第1章 基本理念



1 人権教育・啓発基本計画の策定にあたって

(1) 基本計画策定までの背景

国際社会は、第2次世界大戦後、世界の平和及び安全を維持し、諸国間の友好関係を発展させ、人種・性・言語及び宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するため、昭和20年(1945年)に国際連合(国連)を結成しました。

昭和23年(1948年)に「世界人権宣言」が採択され、世界各国で、人権を確立するための様々な取り組みが進められてきました。そして、平成6年(1994年)の国連総会では、「世界人権宣言」の理念を浸透させること、また、人権尊重の精神にあふれ、暮らしの隅々まで人権が根付いた、人権を尊重することが当たり前であるという状態、いわゆる「人権という普遍的文化」を世界中に築くことを目指し、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、行動計画が示されました。

このような国際社会の流れのなかで、我が国でも、平成9年(1997年)7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、人権問題の解決を図る目的で人権の尊重・擁護へ向けた取り組みを進めてきました。また、平成12年(2000年)12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び人権啓発に関する各種施策を策定・実施することが、国及び地方公共団体の責務であるとされました。

この法律を受け、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年(2002年)3月に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

本市においても、平成17年(2005年)4月の竹田市発足により、市町合併前の各自治体の取り組みを尊重しながら、また、竹田市総合計画による新たなまちづくりの理念を踏まえ、さらに人権問題に関する竹田市民意識調査結果を活かしながら、基本計画を策定することにしました。

(2) 竹田市におけるこれまでの人権教育・啓発の取り組み

市民一人ひとりが、自由で平等に暮らせるまちづくりや共生社会の実現などの目標を抱えて、各自治体ともに、「人権教育のための国連10年」行動計画を策定し、この推進にあたっては実施プランを作成して、各課題別の人権をめぐる問題に積極的に



取り組んできました。

このような取り組みにより、市民の人権問題に関する理解と認識は深まってきているものの、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などをめぐる差別や偏見などによる人権侵害が現在も発生しており、人権問題は依然として解決されず残されています。

また、国際化、IT（情報通信技術）の進展や医療技術の進歩などに伴い、新たなかたちでの人権侵害も発生するとともに、身近な配偶者や交際相手からの暴力、児童虐待などが発生しております。本市では、具体的な発生は報告されていませんが、注視していく必要があります。

(3) 行動計画の点検・検証

このような背景のもと、人権教育及び人権啓発の取り組みを効果的に推進していくためには、これまでの成果や課題を十分認識し、今後の取り組みに活かしていくことが重要です。したがって、各自治体で行動計画に基づき実施してきたこれまでの取り組みを総合的に点検・検証し、「取り組み内容・成果」と「問題点・今後の課題」について明らかにしました。

ア 取り組み内容・成果

○学校、家庭、地域などにおいて、人権問題に関する研修会や人権講演会、講座、各種イベントへの参画、人権週間・月間時における啓発幕や人権問題ポスターの主要施設での掲示、パンフレットやチラシの配布などを実施してきました。また、同時に、PTA役員、自治会長や地域における各種団体の指導者などに竹田市人権啓発推進協議会に参画いただき協議会を通じて研修会や交流会を実施しました。その結果、同和問題をはじめとした人権問題に関する市民の理解と認識は深まってきています。

○特定職業従事者、いわゆる市職員、教職員や公民館などの社会教育関係者、民生・児童委員などの福祉関係者、医療関係者、議員や農業委員などに対し、人権に関する研修を実施する中で、これら特定職業従事者の知識の習得や人権意識の高揚が図られてきています。

イ 問題点・今後の課題

○市民の人権問題に関する理解と認識は深まっていますが、日常的な人権感覚が身に付いていないなどの課題も残されており、今後は、習得した知識を実践に結びつけることができるような取り組みを進める必要があります。

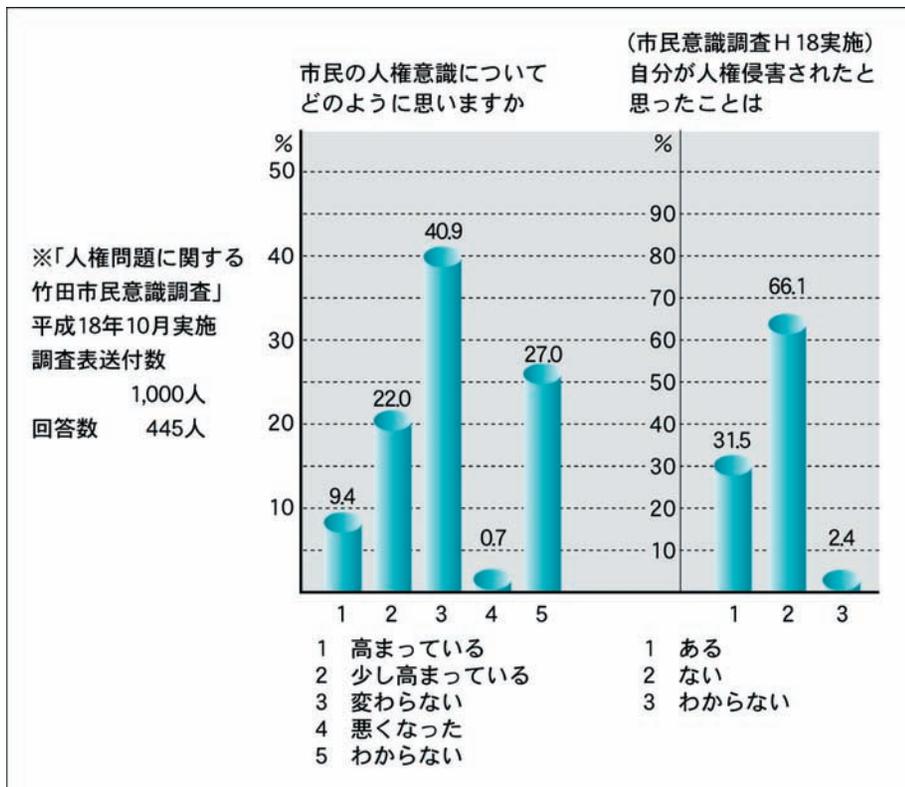
○特定職業従事者については、地域や学校などにおけるリーダーとして、さらなる資質や実践力の向上を図る必要があります。





(4) 基本計画の策定

本市における人権教育及び人権啓発の取り組みをより実効性あるものにするため、社会情勢の変化などを視野に入れ、前述の点検・検証により明らかになった「取り組み内容・成果」と「問題点・今後の課題」を踏まえながら、これまで取り組んできた行動計画の見直しを行い、「人権教育・啓発基本計画（以下、「基本計画」という）」を策定しました。



2 人権教育・啓発の定義及び地方公共団体の責務

平成12年（2000年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育及び人権啓発の概念について、同法第2条で以下のように定義づけています。

- 『人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動』
- 『人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）』

また、人権教育及び人権啓発の基本理念について、同法第3条で以下のように掲げています。

- 『国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施期間の中立性の確保を旨として行われなければならない。』



- さらに、地方公共団体の責務について、同法第5条で以下のように定めています。
- 『地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。』

従って、この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて策定します。

3 基本計画の目標

目 標

本市は、竹田市総合計画基本計画の中に掲げた『人権の尊重』の基本方針である、市民一人ひとりがあらゆる場面でお互いを尊重しあい、個性を発揮できる人権尊重の社会の実現を目指しています。

人権尊重の施策の柱としては、「男女共同参画の推進」「女性の働く環境の充実」「人権教育の支援」「同和対策の推進」の4つを挙げています。

4 基本計画の重点課題

この基本計画では、これまでの「行動計画の点検・検証結果」の内容を踏まえて、これから重点的に取り組む事項として7つの課題を整理しました。

(1) 総合的な視点に立った人権教育・啓発の推進

同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人に関する問題など、個別分野における人権問題の解決を、あらゆる人権問題の解決につなげ、「法の下での平等」「個人の尊重」といった普遍的な理念を踏まえて人権意識の高揚を図ることにより、総合的な視点に立った人権教育及び人権啓発を推進すること。

(2) 「公民協働型」人権教育・啓発の推進

市内の教育団体や各種団体組織の参画を得ている、竹田市人権啓発推進協議会や地域の自治会、PTA、老人クラブなどの組織及び市民が主体となった地域ぐるみの取り組みと、公民館や学校等での研修会、講演会や情報提供など様々な機会をとらえた教育・啓発事業や市民主体の活動への支援など、行政の取り組みを充実することにより、人権尊重のまちづくりに向けた「公民協働型」の人権教育及び人権啓発を推進すること。

(3) 生涯学習としての人権学習の推進

人権を生涯学習課題と位置づけ、市民一人ひとりが幼少期から高齢期に至るまで生涯にわたる自己実現を目指し、人権を確立するための手法について、各年代別に学ぶ



学習を推進すること。

(4) 実践力の養成

市民一人ひとりが、単に知識として学ぶのではなく、人権問題を自らの課題としてとらえ、日常的な人権感覚や人権問題を解決するための実践力を養成すること。

(5) 地域指導者の育成

人権文化の構築を目指すには、日常生活の中における人権教育及び人権啓発の取り組みが重要であり、PTAや地域で活動している団体の役員など、地域において重要な役割を担う指導者を育成すること。

(6) 民間の企業や団体への働きかけ

企業、地域で活動している団体などに対しても、人権教育及び人権啓発の自主的な取り組みが行われるよう積極的な働きかけを行うこと。

(7) 推進体制の強化

市役所内部においては、人権教育及び人権啓発の推進体制を強化し、全庁体制で各部署と連携を図りながら取り組むとともに、すべての行政施策に人権尊重の視点を取り入れていくこと。

5 基本計画の性格

- (1) 基本計画は、「竹田市総合計画」との整合性を持つものであり、今後実施すべき人権教育及び人権啓発についての基本方針を明らかにし、取り組むべき施策の方向性を示すものです。
- (2) 基本計画の推進にあたっては、第3章に掲げる〈具体的施策の方向性〉に基づき、全ての部署が連携しながら全庁的に取り組みます。
- (3) 基本計画は、市民一人ひとりがあらゆる場面でお互いに尊重しあい、個性を発揮できる人権尊重社会を実現するための行動指針ともなるものであり、企業、地域で活動している団体などに対しても、この計画の趣旨に沿った自主的な取り組みを求めています。このため、様々な機会をとらえてこの計画の周知に努めます。
- (4) 基本計画の目標を達成するためには、ねばり強い人権教育及び人権啓発の取り組みが必要不可欠であるため、中・長期的な展望のもと、積極的な推進を図ります。



第2章 様々な分野における 人権問題の現状と課題



本市では、人権尊重社会の実現を目指し、積極的な人権教育及び人権啓発を推進しており、これまでに一定の成果を上げていますが、全国的に見ると差別や偏見などによる人権侵害が発生しております。また、人権問題に対する無関心層もあり、解決すべき多くの課題が残されています。

基本計画の推進にあたっては、このような状況を十分認識した上で、人権教育及び人権啓発の取り組みを実施していくことが重要であり、本章では、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人に関する問題など様々な分野における人権問題について、その現状と課題を整理しました。

1 同和問題

(1) 現状

昭和40年（1965年）の同和対策審議会の答申は、その前文で「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との基本認識を示しました。これを受けて国は、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」を施行し、以後、数度にわたる意見具申と、地域改善対策の一般対策への円滑な移行を行うための最終の特別法とされた「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、30数年にわたり様々な施策が積極的に推進されましたが、この法律が平成14年（2002年）3月31日をもって失効しました。

しかし、一般対策への移行が同和問題の解決を意味するものではなく、「部落差別が現存する限り、この行政は積極的に推進されなければならない」とした同和対策審議会答申の基本精神や、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」とした平成8年（1996年）5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨を踏まえ、今後とも地域の改善、農業基盤の整備、公衆衛生に関する事業、教育文化の向上を図るほか、平成8年に定めた「部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」を基調としながら啓発活動、教育対策及び人権擁護に関する施策を計画的、継続的に推進する



ことを決めました。

この条例に基づいて人権擁護審議会の設置、また、同和問題啓発推進協議会の組織化を行い、心理的差別解消に向けた取り組みを進めてきました。

さらに平成 11 年（1999 年）から「人権教育のための国連 10 年」行動計画を策定し取り組みを行い、特別措置法終了後は、平成 12 年（2000 年）12 月に施行された「人権教育及び人権啓発に関する法律」を根拠に様々な施策を実施しました。

合併により発足した竹田市でも、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日の新市施行と同時に「部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」を制定し、7 月に竹田市人権擁護審議会を設置。9 月に人権啓発の推進母体となる竹田市人権啓発推進協議会組織を新たに結成し、年間事業計画のもとで取り組みを進めています。

具体的には、住民全体に対する啓発チラシの配布や主要施設での啓発ポスターの掲示、人権月間、人権週間時の啓発幕の掲示、人権講演会や各種団体の研修会を通じた知識の普及と資料の提供を人権啓発情報センターで行ってきました。

学校教育では、解放子ども会を通じた児童生徒一人ひとりの学力向上と教職員の資質向上を目指した部落史研究会での研修や学習教材の研究、解放文化祭の開催などを通して同和教育を推進してきました。

社会教育では、公民館、生涯学習課における各種研修会や社会教育関係団体における研修を様々な機会をとらえて実施してきました。このような同和問題に関する教育・啓発の取り組みとともに地区集会所の活用により、自主的、主体的な歌謡教室、生け花教室等の教養講座に周辺地域住民を加え、同和地区住民との内外交流を図るほか、同和地区住民の自立を促進するための相談など、各種事業の推進に努めています。

また、企業が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深め、公正な採用選考や企業内研修が実施されるよう、公共職業安定所などの関係行政機関と連携を図り、企業事業主や、企業の人権担当者などに対する研修会や企業訪問を実施し、企業への積極的な働きかけを行っています。

このように、同和問題の解決に向けた教育・啓発の取り組みにより、同和問題に関する市民の知識面での理解はかなり進んできたものの、日常的な人権感覚が十分に身に付いていないという課題が残され、依然として結婚問題を中心に差別意識が存在しています。全国的には差別落書きや、差別ハガキの投書、公的資格を持った行政書士や司法書士による不正な身元調査や部落地名総鑑の存在、インターネットによる差別書き込みなど新たな差別行為も発生しています。



(2) 課題

今後は、同和問題を本市における人権問題の重要な柱として位置づけ、市民の同和問題に関する誤った認識や偏見をなくするための教育及び啓発の取り組みを進めるとともに、日常的な人権感覚が身に付くよう、内容の充実を図る必要があります。

学校教育では、人権に関する学習の取り組みが児童・生徒の確かな人権感覚や自他を尊重する態度や行動力の育成につながっていない面も見られ、学習内容、指導方法の工夫や改善と併せて、教職員の資質の向上をさらに図る必要があります。

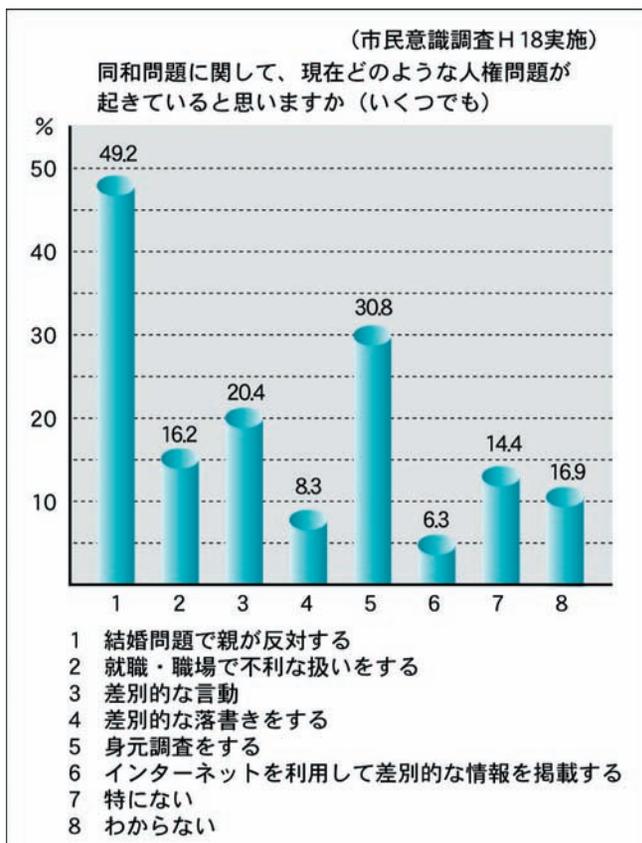
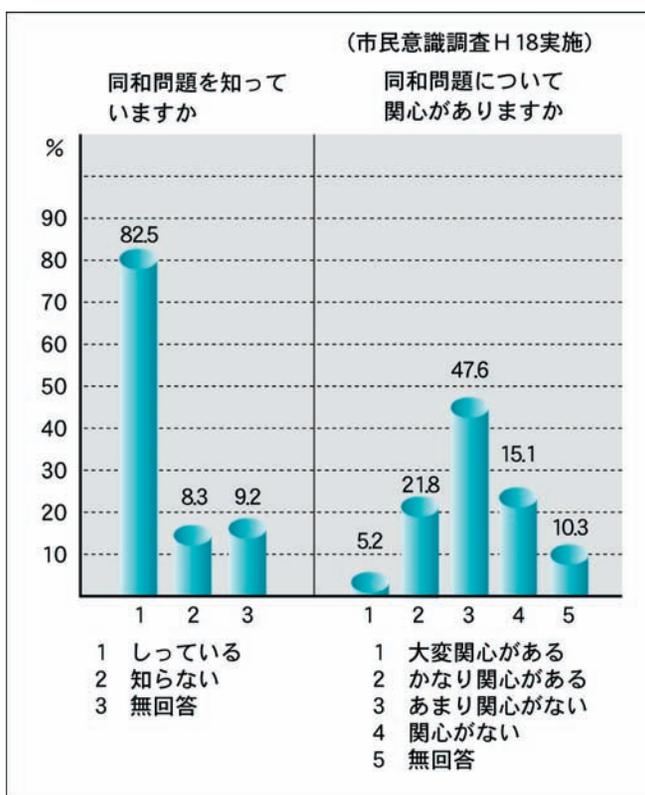
社会教育では、市民一人ひとり

が同和問題を正しく理解し、差別をなくす行動に結びつくよう、今後とも学習内容・

形態などの工夫や改善を行い、さらには、社会教育関係職員の資質向上を図っていく必要があります。

また、同和地区における地域・家庭の教育力向上や住民のより一層の自立向上を図るための支援が必要です。

企業では、事業主や従業員が同和問題をはじめとする人権問題について正しい理解と認識を深めるため、公共職業安定所などの関係行政機関と連携を図り、より効果的な研修を実施していくとともに、研修教材、情報提供などさらに充実させる必要があります。





2 女性に関する問題

(1) 現 状

昭和50年（1975年）に国連が提唱した「国際婦人年」により、女性の人権尊重・地位向上に向けた取り組みは、世界各地で大きなうねりとともに具体化されてきました。

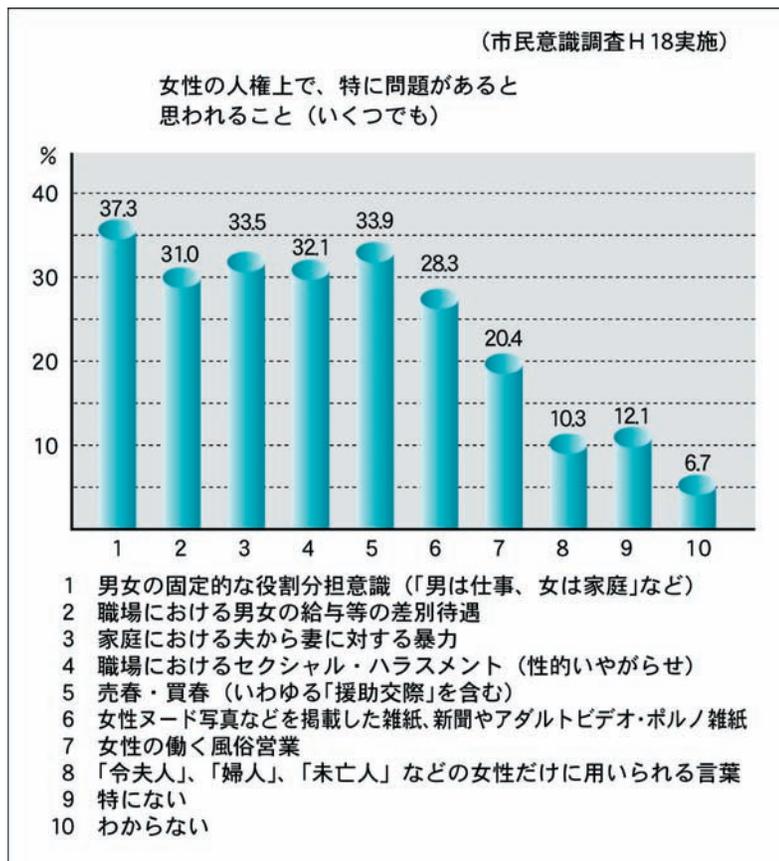
国内においても、「国内行動計画」の昭和52年（1977年）策定や「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」昭和60年（1985年）の批准、「男女雇用機会均等法」昭和60年（1985年）の公布へと運動の広がりを見せました。

平成8年（1996年）に「男女共同参画2000プラン」が策定され、平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。この法律に基づき平成12年（2000年）に「男女共同参画基本計画（第1次）」、平成17年（2005年）には12の重点事項を盛り込んだ「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

県においても、平成3年（1991年）「おおいた女性プラン21」の策定をはじめ、平成13年（2001年）に「おおいた男女共同参画プラン」の策定、平成14年（2002年）には「大分県男女共同参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画の視点に立った取り組みを進めてきました。

本市では、旧竹田市において、平成14年（2002年）10月に「男女共同参画プランたけた」を策定しておりましたが、平成17年（2005年）4月1日合併による新竹田市の発足により失効しています。

新市における男女共同参画社会実現のため、平成18年（2006年）9月に「竹田市男女共同参画推進委員会設置条例」を制定、庁内に男女共同参画行政推進会議並びに有識者、各種団体代表者等で構成する竹田市男女共同参画推進委員会を設

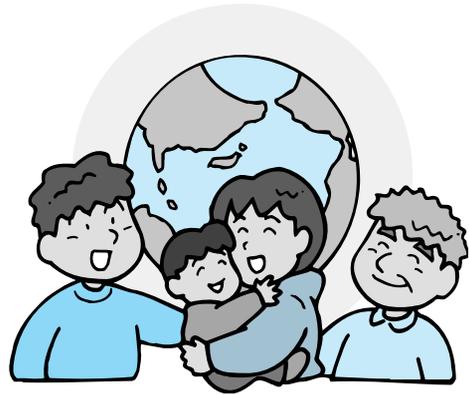




置し、「男女共同参画推進計画」の策定と「竹田市男女共同参画推進条例」を制定しました。

(2) 課題

男女共同参画社会基本法が施行されたにもかかわらず、私たちの社会生活においては、女性は男性と対等であるとは言い難い状況があり、社会における制度や慣行を、男女共同参画の視点に立ち見直していく必要があります。



女性があらゆる場に参画し、その能力を発揮していくためには、家庭や地域、職場、学校などにおいて、性による固定的な役割分担意識を取り除き、男女平等意識を広めることが大切です。そのために、一層の学習機会の充実や啓発の重要性が求められています。

女性の政策・方針決定の場への参画については、これまでも各種委員会への女性委員の登用などを積極的に進めてまいりましたが、さらなる参画を推進するため、男女共同参画推進計画に基づき、今後も積極的に進めていく必要があります。

雇用の場においては、男女の固定的な役割分担の存在と、育児・介護等の大半を女性が担う現実を解消・軽減するため、育児休業制度、介護休業制度の効率的活用を図るとともに、仕事と家庭の両立支援等の充実を図る必要があります。

また、女性に対する夫・パートナーからの暴力（DV）や職場、地域における性的いやがらせ（セクシャルハラスメント）の防止に向け、啓発活動に努めるとともに相談体制の整備を図ります。

このように、男女がともに社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参加できる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な機会を捉えて広く市民の意識啓発を図ることが重要です。

3 子どもに関する問題

(1) 現状

子どもは、本来、豊かな感性、柔軟で伸びやかな心を持ち、自ら健全な大人へと成長していく可能性を秘めた存在で、人格を持った一人の人間として、尊重されなければなりません。

子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、その人権尊重や保護に向けて取り組んでいくことが必要です。

子どもの人権については、平成元年（1989年）に国連総会において、「児童の権利に関する条約」が採択され、わが国でも平成6年（1994年）に批准していま



す。条約の精神に沿って、平成10年（1998年）に「児童福祉法」を改正し、平成11年（1999年）には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び保護等に関する法律」を制定、また、平成12年（2000年）には、「児童虐待の防止等に関する法律」を制定、さらに平成16年（2004年）に「児童福祉法」の一部が改正され、相談体制の充実や里親制度の見直しが図られました。その後、暴力の定義の拡大など、いくつかの法改正も行われています。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年（2004年）度に「竹田市すこやか行動計画」を策定し、「ひとみかがやく竹田っ子」を基本理念に、「思いやりのある子どもが育つまち」「安心して生み育てられるまち」を基本目標にしており、その中に「子どもの人権を考える」を基本方針に掲げ、福祉・保健・医療・教育・文化など生活環境全般にわたり子育てに関する施策に取り組んでいます。

しかしながら、少子化による人口の減少は、生産性の低下や社会保障制度の個人負担増など、経済・社会基盤に大きな影響を与えることが懸念され、こうした環境下で、子どもの数の減少による親の過保護や過干渉、子ども同士の交流機会の減少等により社会性や自主性が育まれないなどの問題が生じています。保護者にとっても核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化などにより、育児についての実際的な知識や方法を学ぶにくい状況になっています。しかしながら、全国的にみると、子どもたちを取り巻く環境は、懸念すべき状況にあり、少年非行は、質的に凶暴化や粗暴化の傾向が指摘され、一方では、実父母による児童虐待が社会問題化しているほか、犯罪の被害者となるケースが増加しています。また、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、いじめや、いじめに起因する不登校などが大きな社会問題となっています。

このような問題に対応するため、福祉事務所に家庭相談員、母子自立支援員を配置し、子どもに関する様々な相談に応じたり、子育てに不安を持つ母親を対象にした「つどいの広場」や、放課後、家庭に保護者がいない小学校低学年の児童を対象にした、放課後児童健全育成事業を実施しています。

また、乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて大切な時期であるため、自他の人権を大切に育てる保育の取り組みを、家庭・地域との密接な連携のもとに推進するとともに、乳幼児の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育の実施を推進しているところです。

学校教育では、「児童の権利に関する条約」の趣旨・内容の周知などを図るとともに、社会教育では、公民館の各種学級や講座の中で、PTAで





は指導者研修会などの学習の中で、子どもの人権や権利条約などを盛り込んだ取り組みを進めています。

さらに、子どもに関するさまざまな相談については、竹田市教育支援センター『サフラン』を開設し、子ども自身や家族が気軽に相談できる、教育相談支援活動の充実・強化を図っています。

(2) 課題

我が国で「児童の権利条約」が批准・発効して以来13年が経過しましたが、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、この条約の精神が十分に活かされていません。

このような中で、子どもに豊かな人間性、他人を思いやる心、人権を尊重する心などを培うことが求められています。そのためには、家庭、地域、

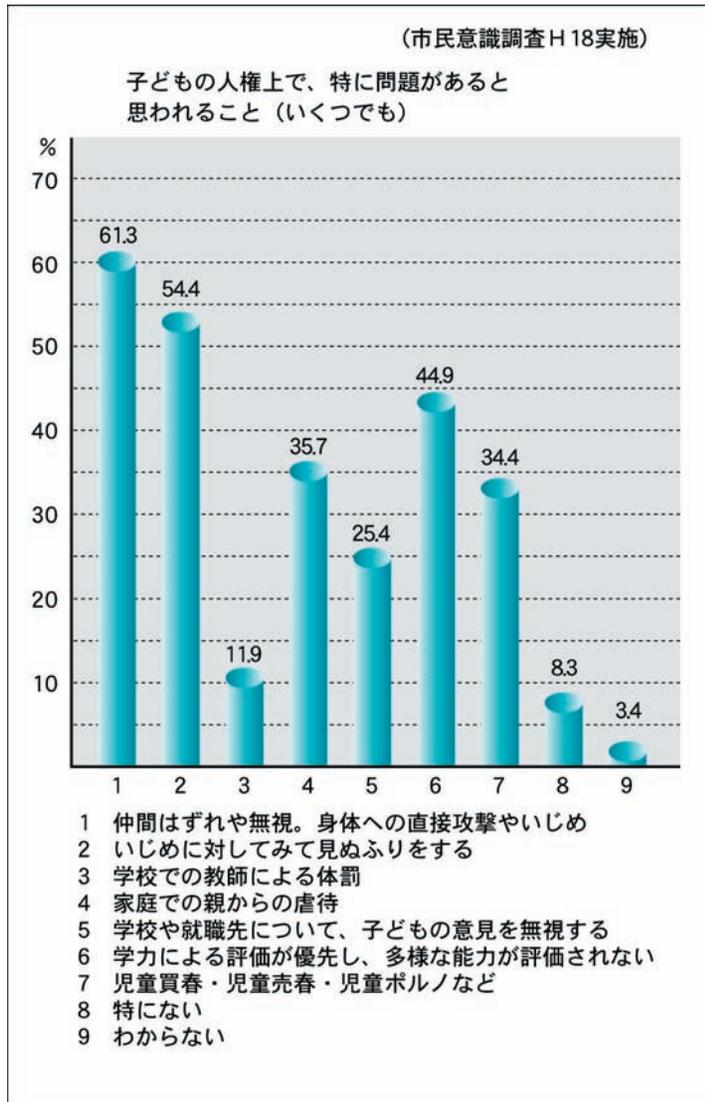
学校が連携を深めそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

まず、家庭の教育力や人権意識を高め、児童の権利条約の精神を学ぶ父母対象の研修会や講演会を開催するなど、あらゆる機会を用いて子どもの心身の健全発達と人権を尊重する家庭教育の充実を図らねばなりません。

次に、地域が果たす役割も大きいものがあります。地域で暮らす一人ひとりが、子どもを育てるという意識を持ち、地域ぐるみで子どもの環境や活動を考えていこうという気運を高め、人権意識の高揚と人権教育の推進を図っていく必要があります。

就学前教育を推進するにあたっては、幼児一人ひとりの発達段階や個性に応じた保育を行うことが大切であり、人権を大切にする心を育てる保育を適切に行う必要があります。そのため、幼稚園教職員や保育所（園）職員の研修は、経験や職責に応じた内容となるようさらに検討していくことが重要です。

学校においては、人権意識の高揚と定着を図るため、学校生活全般の中で指導を行うとともに、他人を思いやる心や生命を大切に、人権を尊重する心などを育成





する道徳教育の充実が求められます。また、いじめ問題に対する指導体制をさらに強化するとともに、教職員のカウンセリングの力量を高める研修を行う必要があります。

また、子どもに関する様々な相談については、竹田市教育支援センター『サフラン』の専門的相談機能の一層の充実を図るとともに、民生・児童委員をはじめ地域及び関係部署や関係機関との連携を図り、的確に対応できる相談体制の確立を進めることが重要です。

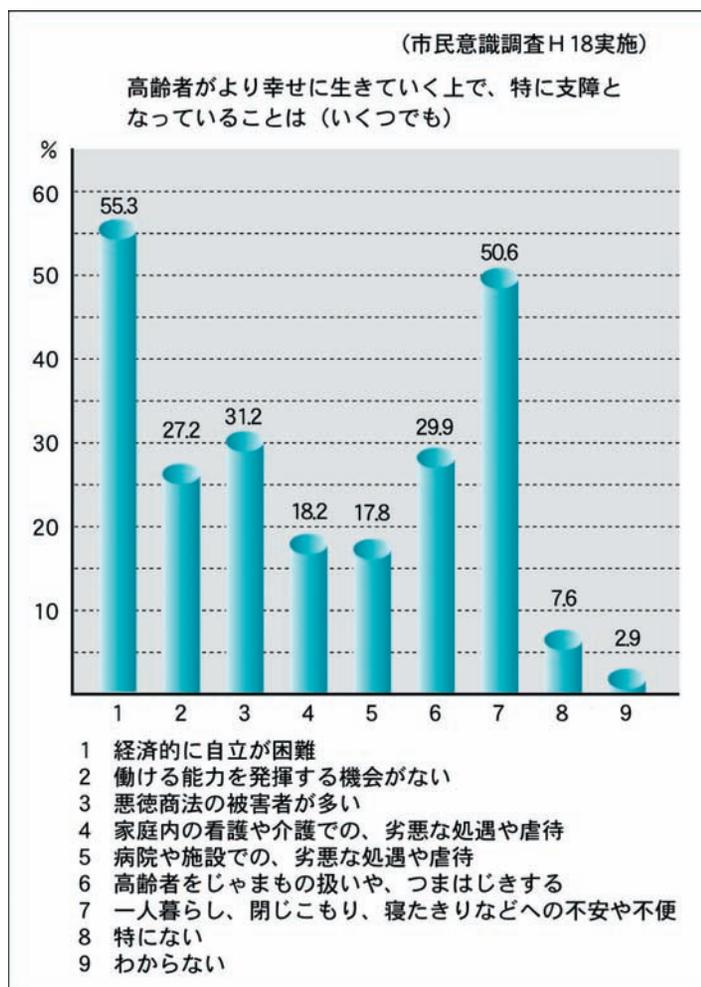
4 高齢者に関する問題

(1) 現状

高齢化は、世界的な規模で急速に進んでおり、我が国においても、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢化社会が到来すると予測されています。本市の高齢化率は、平成19年（2007年）9月時点で38.3%と非常に高く、とりわけ一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が多い現状にあります。

本市では、平成18年（2006年）3月に「第3期老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、やすらぎと安心に満ちた支えあうくらしづくりを基本理念に、個人の尊厳を守るまちの創造、生き生きとした高齢期の実現、自分らしく生きる環境づくり、地域の中での生活の保障、市民みんなで育てる介護保険を基本目標に、高齢者が、住みなれた地域で尊厳を保持し、誇りと生きがい及び活力を持って安心して生活を続けられるようにするために、地域資源を活用した集いの場の提供や住み慣れた地域での声かけなど、高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進しています。

また、寝たきりや認知症などで、介護を要する高齢者を社会全体で支援する仕組みと





して、平成 12 年（2000 年）度から介護保険制度が始まりました。

平成 17 年（2005 年）6 月には介護保険法の一部を改正する法律が成立し、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行されました。

今回の改正は、①制度の持続可能性、②予防重視型システムの転換、③社会保障の総合化の 3 つを見直しの基本視点として、新予防給付の創設、地域包括支援センターの設置、地域密着型サービスなどを新しく導入し、今まで以上のサービスの質向上を目指しています。

(2) 課題

高齢者が健康で豊かな生涯を過ごすためには、保健・医療・福祉サービスなど社会サービスの充実はもちろんのこと、人間としての尊厳が重んじられ、一人ひとりの人生観や信条が大切にされる、差別のない明るい社会をつくる必要があります。

高齢者の持つ優れた知識や経験を生かしたボランティア活動や文化伝承活動などを含めた幅広い分野において、高齢者との世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の充実を図ることが重要です。

学校教育においては、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるために心とこころが触れ合うような体験的学習の機会を充実させることが必要です。

高齢者に対する介護者等による肉体的、心理的、経済的虐待（財産侵害）をはじめ、高齢者の孤独死や自殺などの増加が懸念されます。医療や福祉だけでなく高齢者の人権擁護には、多方面からの総合的な対応を図るため、家庭・関係機関・地域などによるネットワークづくりや高齢者の利用しやすい人権相談体制の充実が求められます。また、医療・福祉・介護従事者などへの高齢者の人権に関する研修や、一般市民の意識の高揚に努めることが重要です。

高齢者の人権問題については、広く市民が関心を持つよう一層の周知に努め、特に若い世代への周知徹底を図るとともに、市民全体が高齢者の人権に対する認識と理解を深め、高齢者が社会の重要な一員として、生き生きと暮らすことのできる社会の実現をめざして啓発活動を推進する必要があります。

5 障がい者に関する問題

(1) 現状

国においては、平成 12 年（2000 年）の社会福祉基礎構造改革のための社会福祉事業法及び関連法等の改正により、平成 15 年（2003 年）4 月から従前の措置制度から、身近な地域で自分にあったサービスを選択し、利用できることを目的とした支援費制度に移行するという大きな変革が行われました。さらに、平成 18 年（2006 年）4 月には身体、知的、精神といった障がいの種類が異なっても、共通の福祉サービスが地域において受けることができる「障害者自立支援法」が施行されるなど、障

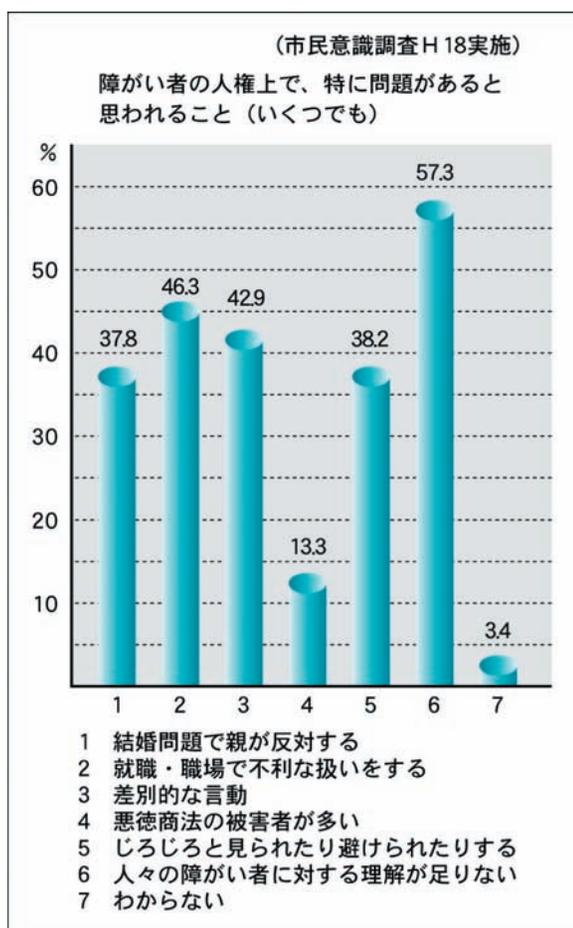


がい者を取り巻く情勢はめまぐるしく
移り変わっています。

また、この間には、平成5年(1993年)
の「アジア太平洋障害者の10年」の決
議がなされ、さらに平成14年(2002年)
には、「新アジア太平洋障害者の10年」
が承認され継続して障がい者問題に取り
組むこととされました。

「障害者自立支援法」は、障がい児・
者の福祉の増進を図り、障がいの有無
にかかわらず国民が相互に人格と個性
を尊重し安心して暮らすことのできる
地域社会の実現、自立と共生の社会づ
くりを目的としています。本市にお
いても、「障害者基本計画」「障害者福
祉計画」等を策定し、様々な福祉政策
を推進していくこととしています。

さらに、障がい者問題の啓発につ
いても障がい者へのアンケート調査など
により、実態を把握し障がい者に対す
る差別や偏見を解消し、人権意識の高揚を図っています。



(2) 課題

障がい者問題について、身体及び知的障がい者に対する理解度は、これまでの啓発活動の取り組みや近年の人権意識の高揚により一定の広がりを見せてはいますが、精神障がい者に関しては相変わらず偏見などの意識が残っており理解度は低く、「障害者の権利宣言」などから見れば、まだまだ不十分な面が多々見られます。障がい者の自立と社会参加を推進していくためには、基本的な理解と認識を深めるための広報・啓発を図り、障がいや障がい者に対する差別や偏見の解消に努めなければなりません。

そこで、平成16年(2004年)度に策定された「大分県障害者基本計画」(第3期)を基本にし、すべての人々が障がい者問題に関心を寄せ、理解と認識を深めるため研修・啓発を進め、学校教育をはじめ、あらゆる機会に障がい者との交流を図り、人権意識の浸透・高揚に努めなければなりません。

また、障がい者の地域における生活の場の確保と社会参加を促進するために、障がい者の視点に立った環境の整備というハード面を含め社会資源の整備、ノーマライゼーションの理念を広く定着させ、自立と共存の社会づくりの実現に向けて、理解と認識を深める取り組みを進めていくことが重要です。



6 外国人に関する問題

(1) 現 状

日本全国に暮らす外国人の数は、近年のグローバル化、ボーダレス化の進展に伴い年々増加しています。そのうち歴史的経緯で日本に住むようになった韓国・朝鮮の人々とその子孫である特別永住者の割合も少なくありません。

本市においても就労や観光を目的として訪れる外国人が年々増加しています。このような実態の中、宗教、風俗風習や言語など異なる文化についての相互理解が乏しいことなどから外国人に対する様々な人権問題が発生する恐れがあります。

民族、文化や価値観など異なる人々が、同じ地域で生活することは、互いを知り、互いを学ぶことによって、新しい文化や豊かで活力のある社会を生み出します。

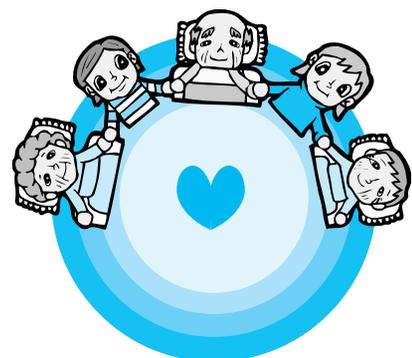
異なる文化や価値観など違いを認め合い、開かれた地域社会を目指すとともに、外国人の基本的な人権が尊重されるよう、各種啓発活動やさまざまな交流の機会のあるイベントの開催等に取り組み、異文化を認め合い、相互理解を深めていくことが必要です。

(2) 課 題

外国との交流が進み、訪れたり、あるいは生活したりと、私たち一人ひとりの日々の生活や活動が、国際化社会と密接なつながりを持つに至った今日では、全ての住民が国際化に対しての理解を深め、この時代にふさわしい人権意識の育成が強く求められています。外国人と市民がともに生きる開かれた地域社会を実現するために、お互いに多様な価値観を持ち、異なった歴史や文化に対する認識を深め、尊重するとともに、広く市民の間に多元的文化や多様性を容認する心を育てることが必要です。

さらに、市民の一人ひとりが歴史や文化に対する認識を深め、人種・民族・国籍を問わず、全ての人々の人権を尊重する真の国際理解・協調・共生の精神を養う教育を推進していくことが必要です。

また、外国人の基本的な人権が十分尊重されるよう、様々な機会を捉えて、啓発活動を進めていく必要があります。特に、国際化時代を迎えて、国籍に関係なく人権を尊重すべきとの認識から、外国人に対する人権擁護を当然とする社会づくりを今後も一層広めていく必要があります。





7 HIV感染者・ハンセン病患者などに関する問題

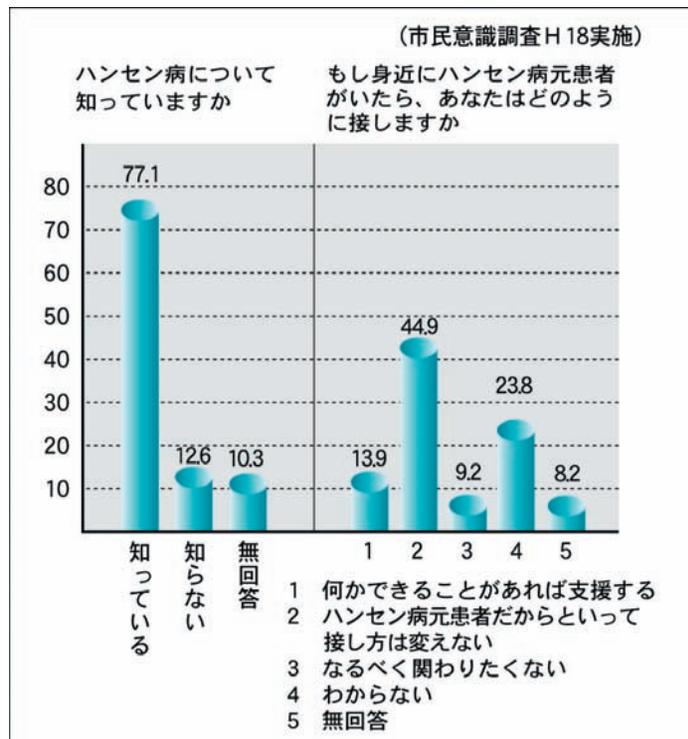
(1) 現 状

医療技術の進歩や高度情報化社会にありながら、HIV感染者やハンセン病等の疾病に対する偏見や差別があります。

エイズはヒト免疫不全ウイルス（HIV）の感染によって引き起こる細胞性免疫不全状態を主な病態とする疾患であります。感染経路等に起因して周囲の偏見が強い疾病です。そのことが早期発見や治療の障害となり、さらに感染を広げていくといった問題があります。平成11年（1999年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、エイズも含めた感染症の患者等の人権に配慮しながら教育・広報・予防・医療等の総合的な施策が推進されることとなりました。

またハンセン病は、らい菌による感染症ですが、発病した患者の外見症状等から周囲に差別され、長期にわたり隔離政策がとられてきました。平成8年（1996年）になって「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、偏見がつきまとう「らい」を菌発見者の名にちなんだ「ハンセン病」に改め、必要な療養、入所者の福利の増進、社会復帰への支援等がなされるようになりました。

本市では、若い世代への健康教育や市民への啓発活動により感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図っています。また保健所と連携しながら、安心して検査や治療が受けられる体制づくりに努めています。



(2) 課 題

性の低年齢化がますます進み青少年層にHIV感染が流行する環境ができつつあります。意思決定や行動選択についての能力形成過程にある青少年への性教育が非常に重要となっています。また一般にエイズの問題が人ごととしてとらえられている傾向にあり、感染予防や偏見・差別をなくすために継続した啓発活動が必要です。

またハンセン病療養所の入所者は、多くが高齢者であり長期にわたって療養所に入所していたため社会復帰がしにくい状況にあります。ハンセン病に対する偏見や差別を払拭し、地域で暖かく迎えることができるよう啓発活動が必要です。



8 様々な人権問題

(1) 現状

現在の社会には、これまで述べてきた人権問題のほか、様々な人権にかかわる問題が存在しています。

アイヌの人々に対する偏見や差別は、アイヌ民族独自の言語、風俗習慣及び伝統をはじめとする固有の文化に対する知識や理解の不足から生じています。その他、ホームレス、犯罪被害者やその家族、さらには刑を終えて出所した人やその家族など、様々な人々に対する偏見や差別も根強いものがあります。また、近年の情報通信技術の発達に伴い、自己の意思とは関係なく個人の情報が収集・蓄積・利用され、個人のプライバシーが侵害されるといった、インターネットを利用した人権侵害など、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題が発生してきています。

さらに、古くからの伝統的な慣習や風習などの中には、合理的な理由や科学的根拠がないにもかかわらず、日常的に深く浸透し、先入観により無意識のうちに差別意識を植え付けているものがあります。

(2) 課題

このような様々な人権問題や、今後生じてくる人権問題についても、人権を尊重するという視点に立った教育・啓発の取り組みが必要です。





第3章 人権教育・啓発の基本計画



第2章で整理した様々な分野における人権問題の解決にあたっては、それぞれの現状、課題を見すえながら人権教育及び人権啓発の取り組みを、効果的かつ計画的に推進していくことが必要です。

本章では、次の視点から、今後本市が取り組むべき施策の方向性について示しました。

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりがあらゆる場面でお互いに尊重しあい、個性を発揮できる人権尊重の社会を実現するには、子どもから大人まで市民一人ひとりが、日常生活にある様々な人権問題について理解を深めることから始まります。

従って、市民一人ひとりが、学校、家庭、地域及び職場などあらゆる場面において人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動ができるような学習を進めていくことが重要であり、生涯にわたっていつでも気軽に学習できるような場の提供や充実を図る必要があります。

(1) 就学前における人権教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、この時期に人間尊重の精神の芽生えを育み、一人ひとりの違いを認め合い、個性として尊重することなどを理解させることが重要です。

しかし、急速な核家族化の進展に伴い子育ての孤立化や児童虐待の増加など、子どもの将来に対する不安が広がっています。

そこで、今後は、乳幼児の発達段階に応じた家庭での育児の在り方を支援するとともに、幼稚園教職員や保育所（園）職員による乳幼児期の人権感覚の芽生えを育てるための適正な働きかけが必要です。そのためには、幼保関係職員が、同和問題をはじめ様々な人権教育に関する正しい理解と認識を深め、自らの人権感覚を高めることが必要です。

〈具体的施策の方向性〉

- 幼児の家族・地域環境、生活条件等の状況やその背景を十分に把握し、就学前教育の取り組みを一層充実します。
- 幼稚園教職員・保育所（園）職員の資質の向上を図るため、研修内容のより一層の



充実を図ります。

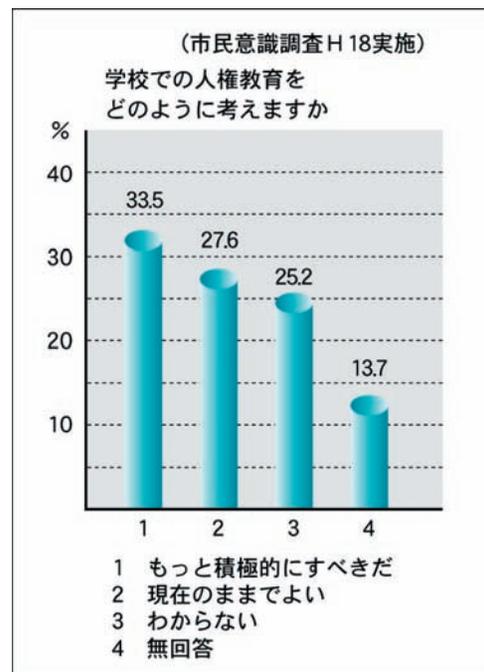
- 核家族化の進展に伴い、子育ての孤立化や虐待の増加に対し、子育て支援の充実を図ります。

(2) 学校における人権教育

学校においては、児童・生徒の差別や偏見などによる問題行動や、いじめ・不登校など解決すべき問題があり、人権意識の高揚を図るための学習指導方法の工夫・改善、効果的な教職員研修の実施などが求められています。

人権教育は、すべての教育活動を通して、生命を大切に、人権を尊重する心、正義感や公平さを重んじる心などを育むことを基盤にして推進させなければなりません。また、児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うことも必要です。

さらに、人権教育の推進にあたっては、教職員の果たす役割は大きく、校長をはじめ教職員一人ひとりが、児童・生徒の実態を踏まえ、学校における教育問題を明確にし、その課題解決にあたる必要があります。



〈具体的施策の方向性〉

- すべての教育活動を通して、人権尊重の精神育成に努めるとともに、人権に配慮した教育指導を行うために、校長を中心とする人権教育推進のための校内推進体制を確立します。
- 児童・生徒が自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える力を身につけられるよう、それぞれの発達段階に応じた学習指導方法の工夫・改善をしながら、人権教育を推進するとともに、障がいのある児童・生徒が地域における様々な活動に参加し、交流を深めることができるような機会の充実に努めます。
- これまでの同和教育の中で培われてきた手法や、その中で得られた成果や課題を踏まえながら、さらに、差別をなくし、個性を尊重する人権教育の充実に努めます。
- 教職員が自らの職責を自覚し、豊かな人権感覚を培うなど、教職員としての資質の向上を図るた





め、研修の実施にあたっては、障がいのある人や高齢者などとの交流、車椅子体験などの学習を積極的に行うなど、内容の充実や実施方法の工夫を行うとともに、各学校の実態に応じた効果的な研修を行います。

(3) 家庭・地域における人権教育・啓発

一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権尊重の視点に立った行政施策を推進し、豊かな人権文化を地域で育てていくことが大切です。そのためには、市民の多様なニーズに対応する学習機会を提供することが必要です。

また、家庭で育まれる人権意識や、地域社会の一員としての意識・連帯感が重要であり、人権の尊重を基調とした、家庭や地域の教育力の充実に努めることも重要です。

〈具体的施策の方向性〉

- すべての市民が気軽に身近なところで、人権についての理解や認識を深めるとともに、人権を確立するための方法と手段についての学習ができるよう、公民館などにおいて積極的に研修会・講演会を実施します。
- 家庭教育学級などの内容、方法の工夫に努めるとともに、地域の大人一人ひとりが子どもを育むという意識を高め、子どもの主体性や社会性を育む活動を支援します。
- 人権問題に対する感性や人権感覚を育むためのパンフレットや冊子などの内容を充実します。

(4) 企業における人権教育・啓発

企業は、人権問題、男女共同参画社会の実現、高齢社会への対応などで果たすべき社会的責任を担っています。

同和問題をはじめとする人権問題への取り組みとして公正採用選考人権啓発推進委員を設置（大分県：従業員30人以上に設置義務。）し、各種研修会などを開催していますが、企業によって取り組みに温度差がある為、今後とも人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため、企業内における人権意識のさらなる高揚を図る取り組みが必要です。

とくに、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業の理解が不可欠であり、厳しい経営環境の中ではありますが、雇用・労働条件や労働安全衛生など低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業内における学習しやすい環境づくりの促進が必要となってきます。

また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。





〈具体的施策の方向性〉

- 企業は地域社会の構成員であり、働きやすい職場づくり、人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を事業主に定着させることが必要です。企業がこうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう企業に対し、人権研修の実施を働きかけます。
- 採用時や職場内での人権侵害を防止するため、企業内人権啓発推進委員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、情報提供などの支援に努めます。

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

すべての市民の人権が尊重される社会を目指すためには、あらゆる人々を対象に人権教育及び人権啓発を進めなければなりません。とくに市職員、教職員、社会教育関係者、福祉関係者、医療関係者、議員・農業委員など、人権の擁護に深い関わりを持つ職業を持ち、また立場にある人たちに対しては、重点的な人権教育及び人権啓発が必要です。

(1) 市職員

全体の奉仕者である公務員は、基本的人権の尊重の視点に立って行政をすすめていくことが求められており、豊かな人権感覚を身につけた市職員が、人権に配慮した行政を推進することによって、真の意味での市民サービスが提供できます。このため、嘱託・臨時職員なども含め、すべての職員があらゆる人権問題に関する正しい理解と認識を深めるとともに、日々の職務遂行の中で実践していくことが重要です。

〈具体的施策の方向性〉

- すべての職員が、人権問題を正しく認識したうえで、それぞれの職員に応じたきめ細かい人権感覚を身につけ、日常の職務に生かすとともに、地域における人権啓発活動に生かせるよう、また日常業務を常に人権尊重の視点から捉え、必要に応じ工夫・改善できるよう、人権問題に関する総合的な研修を積極的に実施します。
- 消防職員の職務は、市民の生命、身体及び財産を守ることであり、それ自体が人権に深いかわりがあるため、より実践的な研修手法の工夫や内容の充実を図ります。

(2) 教職員

21世紀を担う子どもたちの人権尊重の心と態度を育成し、学校における人権教育の推進を図るためには、まず教育活動に携わるすべての者が、学校教育の現状や課題を十分に理解し、豊かな人権感覚と科学的認識を身に付け、自らの資質の向上



に努めていくことが重要です。

〈具体的施策の方向性〉

- 教職員が自らの職務を自覚し、豊かな人間感覚を培うなど、教職員としての資質の向上を図るため、研修の実施にあたっては、障がいのある人や高齢者などとの交流や、車椅子、アイマスク体験などの学習を積極的に行うなど、研修内容の充実や実施方法の工夫を行います。また、各学校の実態に応じた効果的な研修を行います。
- 各学校では、教育課題の明確化・共通理解を図るとともに、家庭・地域及び学校間の連携を図りながら、全教職員が一体となり、人権教育推進体制の確立に努めます。

(3) 社会教育関係者

社会教育主事や公民館職員などに対し、人権に関する共通の理解を深めるための研修を実施、県などが主催する研修会に参加しています。地域では、リーダーとなり、まわりに働きかけていくような人材が求められており、社会教育関係者のさらなる助言・指導技術の向上を図り、地域における指導者育成につなげていくことが重要です。

〈具体的施策の方向性〉

- 社会教育主事や公民館職員などに対する研修の実施にあたっては、それぞれの職員の知識や経験に応じた、実践に結びつく研修手法の工夫や、内容の充実を図ります。

(4) 福祉関係者

地域において日常的に福祉に携わる民生・児童委員は、住民相互の地域づくりに大きな役割が期待されており、また、ケースワーカー、ホームヘルパー、ケアマネージャー等の介護サービス関係者をはじめ福祉施設や事業所の職員は、サービス利用者の生活に直接かかわることが多いことから、人権感覚を磨くことが強く求められています。

〈具体的施策の方向性〉

- 福祉関係者の人権意識の普及・高揚が図られるよう民生・児童委員や介護サービス関係者、福祉施設職員など関係機関との交流を深めるとともに、常日頃から問題意識をもって事に当たることが肝要で研修、講演会などを通じて人権教育・啓発を推進し、差別のない明るい社会づくりに努めます。

(5) 医療関係者

医療現場において、医師や看護師などの関係者が人権問題を正しく認識し、患者や家族等の人権が尊





重され、プライバシーへの配慮や病歴・相談内容など個人情報保護されることにより、安心して医療が受けられることは非常に重要なことです。

〈具体的施策の方向性〉

○医療関係者に対する人権教育・啓発の充実を図り、人権問題を正しく理解・認識し医療活動に生かせるよう、県民保健福祉センター・保健所と連携しながら、研修の機会の設定や啓発活動に努めます。

(6) 議員、農業委員など

地域の住民から公選により選出された議員や農業委員などの公職にある者は、地域住民の代表者であり、その人の言葉や行動は大きな影響力を伴います。このため、人権尊重の視点に立った行動が望まれます。

〈具体的施策の方向性〉

○議員、農業委員など公職にある者が、人権問題を正しく認識・理解するための研修の場を設定するほか、人権啓発イベントへ参加するよう積極的な働きかけを行います。

3 人権教育・啓発の効果的な推進

(1) 学習の場の提供

本市においては、地域における生涯学習施設として、中央公民館・分館など19の公民館が設置されており身近な学習の場として、大きな役割を担い、広範な、そして専門的な学習活動が展開されています。今後も公民館を人権に関する市民の学習の場として、積極的に提供していかなければなりません。

〈具体的施策の方向性〉

○市民の学習・交流を支援する公民館の情報提供を充実するなど、施設の利用促進を図り、人権教育の場の提供に努めます。

○公民館などと緊密な連携のもと、地域における学習、交流の場としての充実を図ります。

(2) 学習内容の充実

人権学習を効果的に進めていくためには、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉え、日常的に人権感覚を身につけられるような学習内容にすることが必要です。また、指導者や専門家から単に知識を習得するだけでなく、学習者がお互いの考えや体験を交流し、その中から、積極的に自らの力で新しい発見をすることが重要です。



〈具体的施策の方向性〉

- 研修会・講演会や各種イベントの実施にあたっては、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉え、日常的な人権感覚を身につけられるよう、これまでの成果を踏まえるとともに若年層から高齢者層まで、より幅広い層の交流により、市民一人ひとりの相互理解を深めるような学習内容にするなど工夫・改善を図ります。

(3) 効果的な啓発手法・情報提供の推進

本市では、公民館や地区集会所、人権啓発情報センターなどを中心として、研修会・講演会や各種イベントなどの啓発事業を実施しています。今後とも、市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権教育の積極的な推進とともに、人権意識の高揚を図るための啓発イベントの実施や情報提供、広報活動などの人権啓発を効果的に推進し、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえられるようになることが重要です。

このことから、様々な人権啓発の取り組みにおいて、身近な事例を取り上げたり、表現や内容を分かりやすいものにすることや、学校、地域、職場における取り組みの中で、積み上げられてきた手法を生かすとともに、新たな手法を開発していくことが必要です。また、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに十分な配慮を行うなど、受け手の立場に立って進めていくことが大切です。

〈具体的施策の方向性〉

- 各種イベントの積極的な実施

学校や家庭、地域、関係機関、団体との連携を図りながら、人権を守る市民の集い、8月の人権月間や12月4日から10日までの人権週間に合わせて実施される講演会やコンサートなどの各種イベントを積極的に実施します。

- 研修会や各種イベントなどへの参加の促進

「人権を守る市民の集い」などの研修会、講演会や各種イベントへの幅広い市民層の参加を促進するため、これら研修会などについて、広報紙やインターネットなどの媒体を積極的に活用して適宜・適切に情報提供を行うとともに、広報内容や日程の工夫などを行います。

- 研修会や各種イベントなどの内容や形態の工夫・改善

研修会・講演会や各種イベントなどの実施にあたっては、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、日常的な人権感覚を身につけられるよう、これまで積み上げられてきた成果を踏まえるとともに、様々な思いや願いを抱えている人との交流などにより差別の痛みなどを共有できるような内容や、若年層から高齢層までより幅広い層の相互交流により市民一人ひとりの相互理解を深められるような内容にするなど、工夫・改善を図ります。

- 教材に関する積極的な情報提供

人権啓発情報センターや公民館などで閲覧・貸出を行っている人権に関する図書、



ビデオ、啓発資料などが広く市民に活用されるよう、これらに関する情報提供を積極的にを行います。

○学習相談体制などの充実

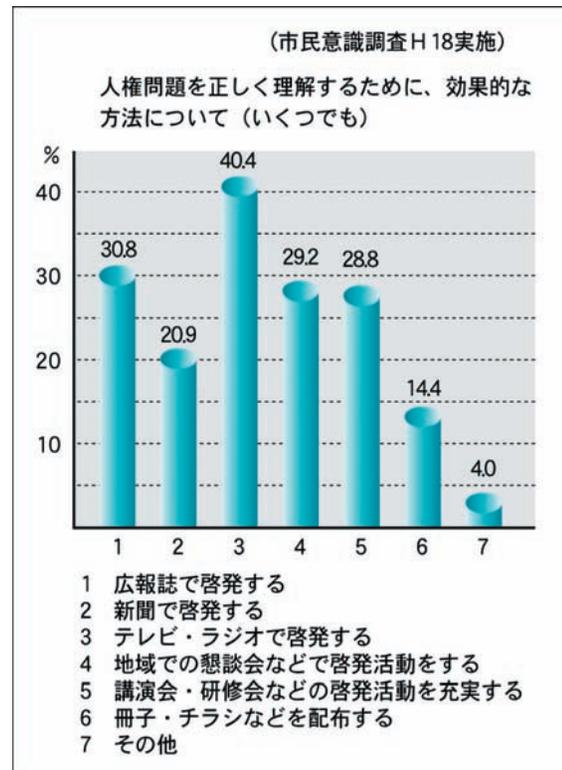
市民の自主的な活動を支援・促進するため、人権啓発情報センターの学習相談体制を強化し、企画・運営への助言、教材の提供や講師の斡旋、視聴覚機器の貸出などを積極的に行い、個人、団体、企業などに知識・経験の違いに配慮した、より効果的・実践的な人権啓発を行います。

○効果的な情報提供

市民が容易に情報を入手できるようにするため、インターネットホームページや広報紙への掲載内容充実などにより、効果的な情報提供を行うとともに、各部署が発行する各種冊子のすべてに、人権尊重の視点を盛り込み、効果的な人権啓発に努めます。

○マスメディアとの連携

マスメディアとの連携を深めながら、情報提供を行い、様々な形で人権に関する事柄が取り上げられるよう積極的な働きかけを行います。



(4) 人材の育成

すべての市民の人権が尊重される社会の実現を目指し、幅広い人権教育・啓発を推進していくためには、市民の日常生活の身近なところで人権学習のリーダーとして活動する指導者の役割が重要です。

これまで、社会教育指導者などを対象に研修会や講座を実施し、また、一般市民対象にも人権学習学級などを実施しており、様々な人権問題に関する知識の習得や理解を深めることができました。

今後は、後継者の育成を含め、地域に密着した人材の育成を図るとともに、地域における指導者としての実践力を向上させて行くことが重要です。

〈具体的施策の方向性〉

○地域において、人権教育・啓発を担う人材の育成及び指導者としての資質向上を図るため、研修会を実施するとともに、実践に結びつくような研修内容などの充実を図ります。

○県などが実施する人権問題講師育成の研修会に参加します。



(5) 教材の整備

人権教育及び人権啓発を促進するにあたっては、優れた指導者とともに、効果的な教材が必要です。これまでも視聴覚教材や人権冊子などの教材を整備してきましたが、今後も、これらの教材を含め、人権に関する教材を人権尊重という視点で見直し、様々な人権課題に対応した教材の整備を進め、一層の活用を図っていくことが必要です。

〈具体的施策の方向性〉

○パンフレットなどの活用及び教材の整備

本市や関係機関が作成している各種人権に関する啓発冊子、パンフレット、リーフレットなどを、人権教育及び人権啓発の取り組みの中で、積極的に活用していきます。また、関係行政機関や本市の関係部署相互の連携を図りながら、対象者の知識や興味などにあわせた基礎的なものから専門的なものまでの教材整備に努めます。

○成長・発達段階に応じた教材の整備

就学前教育機関においては、保育の環境に留意しながら、成長・発達過程を十分に把握し、それに応じた教材の整備に努めます。

○学校教育における効果的な教材の整備

学校教育においては、人権読本、道徳副読本、男女平等教育副読本など、身近なことを題材にし、児童・生徒の関心や意欲を引き出させるような効果的な教材を、それぞれの発達段階に応じて、さらに整備し活用していきます。

○地域や職場における教材の整備

地域社会や職場における学習用の教材については、新たな教材の整備を行うとともに、その内容を十分に吟味して活用していきます。

(6) 総合的なネットワークづくり

人権問題が複雑化・多様化している中、あらゆる人権問題の解決を図るためには、個別分野におけるそれぞれの計画に基づき施策を推進していくだけではなく、個別分野ごとの人権問題相互の関連性なども視野に入れた総合的な取り組みが求められています。

〈具体的施策の方向性〉

○総合的な取り組みの推進

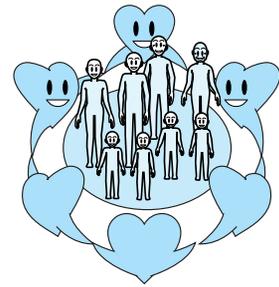
人権教育及び人権啓発を効果的に推進していくため、本市の各部署相互の緊密な連携のもと、人権問題の解決に総合的な取り組みを進めていきます。

○市民団体や専門家などとの積極的な連携、ネットワークの形成

人権問題に関連した活動を行っている主要団体及び専門家により組織されている竹田市人権啓発推進協議会や各種の団体などと積極的に連携を図り、ネットワークを形成することにより、市民参加による人権教育及び人権啓発の推進体制づくりを目指します。



第4章 基本計画の推進に かかる体制など



1 全庁体制での推進

全庁的な推進組織である「竹田市人権教育・啓発推進本部」の取り組みにより、人権教育及び人権啓発を市政のあらゆる分野で推進し、基本計画の実現を目指します。人権教育・啓発の推進にあたっては、各人権課題を所管する部署がこの基本計画の趣旨を踏まえながら、その方向性に沿った取り組みになっているか、点検しながら推進していくことが必要です。

なお、この基本計画推進にあたって、市民が気楽に相談できる人権相談窓口の設置など、より一層人権教育・啓発に努めます。

2 関係行政機関、地域や民間団体、企業などとの連携

基本計画に基づく人権教育及び人権啓発を推進するにあたっては、他の行政機関との取り組みとともに、地域や民間団体、企業での自主的な取り組みの展開が必要です。

行政機関との取り組みにあたっては、大分県における人権啓発活動を総合的、効果的かつ効率的に実施することを目的とした大分・竹田地域人権啓発活動ネットワーク協議会や竹田人権擁護委員協議会と連携し、推進します。

地域においては、竹田市人権啓発推進協議会との連携を図り、その機能や活動の強化に向けて支援を行い、地域に密着した教育・啓発の展開を進めます。また、民間団体や企業に対しても、教育・啓発に対する取り組みを働きかけるとともに、研修教材や情報の提供を行い、教育・啓発の積極的、効果的な推進が図られるよう連携を深めます。

とくに、企業での取り組みについては、公共職業安定所（ハローワーク）や商工会議所、商工会、建設業協会などの組織や機関と連携して、基本計画を推進します。

3 基本計画の見直し

この基本計画は、今後の人権問題を取り巻く動向や社会環境の変化などに的確に対応するため、必要に応じ、各人権分野の有識者からなる「竹田市人権擁護審議会」に諮り、見直しを行います。

参 考 資 料

- 竹田市部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例
- 日本国憲法
- 世界人権宣言
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 竹田市人権教育・啓発推進本部設置要綱

竹田市部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 136 号

市及び市民は、「すべての国民に基本的人権の享有を保障し法の下での平等」を定める日本国憲法及び「すべての人間はいかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する」とした世界人権宣言を基本理念として、国際的な人権尊重の潮流の中で、普遍的な視点から積極的に人権の擁護に努めなければならない。同時にそれは、すべての人々の不断の努力によって達成されることを改めて自覚するものである。そして、これまで進めてきた諸施策の成果を踏まえ、国県及び市が一体となり、市民共通の認識のもとに、部落差別をはじめとするあらゆる差別を早急になくすべく、ここに新たな自覚と決意のもとに、人権擁護思想の推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権擁護を図り、もって差別のない平和で明るくやさしい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないように努めなければならない。

(市の施策)

第 4 条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために、啓発活動、教育対策及び人権擁護に関する施策を計画的かつ継続的に推進するよう努めるものとする。

(審議会)

第 5 条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策の推進に関する重要事項を審議するため、竹田市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

日本国憲法 (抜粋)

(昭和 21 年 11 月 3 日公布)

(昭和 22 年 5 月 3 日施行)

《前文中段》日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第 1 章【天皇】(第 1 条～第 8 条) 第 2 章【戦争の放棄】(第 9 条)

第 3 章【国民の権利及び義務】

第 10 条【国民の要件】

第 11 条 (基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条 (自由及び権利の保持義務と公共福祉性)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 (個人の尊重と公共の福祉)

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 (平等原則等)

すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

第 15 条 (参政権) 第 16 条 (請願権) 第 17 条 (公務員の不法行為による損害賠償)

第 18 条 (奴隷的拘束及び苦役の禁止)

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。また、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 (思想及び良心の自由)

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 (信教の自由)

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け又は政治上の権力を行使してはならない。

第 21 条 (集会・結社及び表現の自由と通信の秘密)

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 (居住、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第23条（学問の自由）

学問の自由は、これを保障する。

第24条（家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第25条（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条（教育を受ける権利と受けさせる義務）

すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

第27条（勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止）

すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

2 賃金、就業規則、休息その他勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条（勤労者の団結権及び団体行動権）

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する。

第29条（財産権） 第30条（納税の義務） 第31条（生命及び自由の保障等）**第32条（裁判を受ける権利） 第33条（逮捕の制約） 第34条（拘留及び拘禁の制約）****第35条（侵入、搜索及び押収の制約） 第36条（拷問及び残虐刑の禁止）****第37条（刑事被告人の権利） 第38条（自白強要の禁止等）****第39条（遡及処罰等の禁止） 第40条（刑事補償）****第4章【国会】（第41条～第64条） 第5章【内閣】（第65条～第75条）****第6章【司法】（第76条～第82条） 第7章【財政】（第83条～第91条）****第8章【地方自治】（第92条～第95条） 第9章【改正】（第96条）****第10章【最高法規】****第97条（基本的人権の由来特質）**

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条（憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守）

この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条【憲法尊重擁護の義務】**第11章【補足】（第100条～第103条）**

世界人権宣言 (抜粋)

(1948年12月10日 第3回国際連合総会採択)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、……………(略)……………

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、……………(略)……………よって、ここに国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にもこれらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 (自由平等)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 (権利と自由の享有に関する無差別的待遇)

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別も受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由を享有することができる。

第3条 (生命、自由、身体の安全)

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 (奴隷の禁止)

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても、禁止する。

第5条 (拷問等の禁止)

第6条 (法による保障)

第7条 (法の下での平等)

第8条 (裁判による救済)

第9条 (拘束等の制約)

第10条 (刑事裁判を受ける権利)

第11条 (無罪の推定等)

第12条 (プライバシーの保護)

何人も、自己の私事、家族、家族若しくは通信に対しては、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 (移動と居住の自由)

1 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 (迫害から避難する権利)

1 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ避難する権利を有する。

第15条 (国籍を有し、変更する権利)

1 すべての人は、国籍を持つ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条（婚姻及び家族の権利）

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条（財産権）

第18条（思想、良心及び宗教の自由）

第19条（意見及び表現の自由）

第20条（結社の自由）

第21条（参政権）

第22条（社会保障の権利）

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条（労働の権利）

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

第24条（休息の権利）

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条（生存権、母と子の権利）

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条（教育の権利）

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的な段階においては、無償でなければならない。……（略）……

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。……（略）……

第27条（文化的権利）

第28条（国際社会等との関係）

第29条（社会に対する義務）

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

第30条（破壊行為の適用除外）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号)

(目 的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は、性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

竹田市人権教育・啓発推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における人権教育(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号。以下「法」という。)第2条に規定する人権教育をいう。以下同じ。)及び人権啓発(法第2条に規定する人権啓発をいう。以下同じ。)に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、竹田市人権教育・啓発推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に係る計画に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進に係る施策に関すること。
- (3) 人権教育及び人権啓発の推進に係る施策についての各部課との連絡調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、推進本部の設置の目的を達成するため、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(推進本部の会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を前項の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部が具体的に調査及び研究を行うにあたり、必要な実務作業及び指示事項を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事及び幹事で組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民福祉部人権・同和対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年10月13日から施行する。

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

本部長 総務企画部長	本部長 久住総合支所長
〃 国体推進監	〃 直入総合支所長
〃 市民福祉部長	〃 教育委員会教育次長
〃 産業建設部長	〃 消防本部消防長
〃 会計管理者	〃 議会事務局長
〃 荻総合支所長	

別表第2 (第6条関係)

幹事長 市民福祉部人権・同和対策課長	幹事 荻総合支所市民生活課長
副幹事長 教育委員会生涯学習課長	〃 荻総合支所産業課長
常任幹事 総務企画部総務課長	〃 荻総合支所建設課長
〃 総務企画部企画情報課長	〃 久住総合支所地域振興課長
〃 市民福祉部市民課長	〃 久住総合支所市民生活課長
〃 市民福祉部保険課長	〃 久住総合支所産業課長
〃 市民福祉部健康増進課長	〃 久住総合支所商工観光課長
〃 市民福祉部福祉事務所長	〃 久住総合支所建設課長
〃 市民福祉部竹田保育所長	〃 直入総合支所地域振興課長
〃 市民福祉部養護老人ホーム南山荘長	〃 直入総合支所市民生活課長
〃 教育委員会総務課長	〃 直入総合支所産業課長
〃 教育委員会学校教育指導室長	〃 直入総合支所商工観光課長
幹事 総務企画部財政課長	〃 直入総合支所建設課長
〃 総務企画部税務課長	〃 教育委員会歴史資料館長
〃 総務企画部国体推進室長	〃 教育委員会中央公民館長
〃 市民福祉部環境衛生課長	〃 教育委員会竹田学校給食調理場長
〃 産業建設部農林畜産課長	〃 教育委員会荻教育課長
〃 産業建設部竹田市畜産センター振興課長	〃 教育委員会久住教育課長
〃 産業建設部耕地課長	〃 教育委員会直入教育課長
〃 産業建設部商工観光課長	〃 農業委員会事務局長
〃 産業建設部建設課長	〃 監査委員事務局長
〃 産業建設部工事検査課長	〃 水道課長
〃 会計課長	〃 消防本部庶務課長
〃 荻総合支所地域振興課長	

竹田市人権教育・啓発基本計画

平成19年10月

竹田市人権・同和対策課

電話 0974-63-4820

FAX 0974-63-0995